# 中央感染症発生動向調查委員会運営要綱

平成 30 年 11 月 22 日 結核感染症課長決定

#### (検討事項)

- 第1条 「感染症発生動向調査実施要綱」第4の4(1)に規定する中央感染 症発生動向調査委員会(以下「委員会」という。)は、次に掲げる事項を検 計する。
  - (1) 感染症発生動向調査事業に関すること
  - (2) 積極的疫学調査に関すること
  - (3) その他

## (委員の任期)

- 第2条 委員会の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (組織)

- 第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
- 2 委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員のうちあらかじめ委員長が指定した者が その職務を代理する。
- 5 委員長は、必要に応じ、委員会の構成員以外の者の参加を求めることができる。

## (会議)

- 第4条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、議長として委員会の議事を整理する。

## (庶務)

第5条 委員会の庶務は、国立感染症研究所感染症疫学センター内に設置される中央感染症情報センターにおいて処理する。

## (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が定める。

## 附則

この運営要綱は、平成30年11月22日から施行する。

# 中央感染症発生動向調査委員会 委員名簿

氏	名	所 属
秋葉	澄伯	鹿児島大学名誉教授
大石	和徳	国立感染症研究所感染症疫学センター長
釜萢	敏	公益社団法人日本医師会常任理事
調	恒明	山口県環境保健センター長
砂川	富正	国立感染症研究所感染症疫学センター第二室長
三宅	邦明	厚生労働省健康局結核感染症課長
山中	朋子	青森県弘前保健所長

(敬称略、五十音順)

感染症発生動向調査実施要綱(抄)

## 第4 実施体制の整備

4 感染症発生動向調査委員会

## (1) 中央感染症発生動向調査委員会

本事業の適切な運用を図るために、厚生労働省に国立感染症研究所の代表、全国の保健所及び地方衛生研究所の代表、その他感染症対策に関する学識経験者からなる中央感染症発生動向調査委員会を置く。同委員会の事務局は中央感染症情報センターとする。

## (2) 地方感染症発生動向調査委員会

各都道府県域内における情報の収集、分析の効果的・効率的な運用を図るため、都道府県に小児科、内科、眼科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、微生物学、疫学、獣医学、昆虫学等の専門家、保健所及び地方衛生研究所の代表、地域の医師会の代表等(10名程度)からなる地方感染症発生動向調査委員会を置く。